

せんだい農業園芸センター拠点B運営事業者評価委員会設置要綱

(令和7年4月23日 市長決裁)

(設置)

第1条 せんだい農業園芸センター拠点B（農と触れ合う交流拠点）を運営する事業者を選定するに当たり、専門的な見地からの意見を聴取し、その選定を公正かつ適正に行うため、せんだい農業園芸センター拠点B運営事業者評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、協議するものとする。

- (1) 募集要項及び評価基準に関すること
- (2) 応募事業者の評価に関すること
- (3) 事業者の選定に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者又は本市職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和8年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長が委員会の会議を開くいとまがないと認めるときは、持ち回りで決議することにより、前項の規定による議決に代えることができる。

5 委員会の会議は、非公開とする。

(資料提出その他の協力)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、経済局農林部農林企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和7年4月23日から実施する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。